

II 捕獲等の際の留意事項

捕獲等の際には、次の事項に留意して行います。

1 捕獲方法等

(1) 錯誤捕獲、事故の防止

- ・ 設置したはこわなによる錯誤捕獲（意図しない鳥獣種の捕獲）や事故を防ぐため、(5)に記載の巡視により錯誤捕獲及び事故の発生がないことを確認すること。
- ・ 錯誤捕獲があった場合は、速やかに放獣すること。
- ・ 鳥獣の場合で負傷や死亡していた場合は、鳥獣保護管理法の担当行政機関に連絡すること。ただし、特定外来生物である鳥獣又は鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣にあつては、放獣されることのないよう適切な対応に努めること。

(2) 事前周知

捕獲等の際には、事前に関係する地域住民等へ周知すること。

(3) 書類携帯

従事者は、防除活動を行う際は、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類（従事者証（様式2））を携帯するとともに、第三者に「防除の公示のページ」（※）を示せる状態にしておくこと。

※国の定める「特定外来生物防除実施要領」において、「防除の実施に当たっては、第三者に『防除の公示のページ』を示せる状態にしておくこと」が求められています。

➤ 「防除の公示のページ」（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>

(4) 猟具の表示

捕獲に使用するはこわなには、猟具ごとに、わなの表面に、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、対象とする特定外来生物の種類（クリハラリス）並びに、実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うこと。ただし、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

(5) 巡視

従事者は、設置したわなについて、設置場所を一日一回は巡視すること。

(6) 鳥獣に関する扱いの事項

- ・ わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

(7) 鳥獣保護管理法に関する事項

※ 原則として、はこわなを使用することとしているため適用されない項目もあります。

- ・ 鳥獣保護管理法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。

2 感染症に対する予防

クリハラリスは、人に感染する可能性のある病原体を媒介することも考えられるため、捕獲した個体の取扱いには、次のとおり予防等を行い、十分注意します。

- ・ 捕獲した個体を取り扱う際には、革手袋の着用等によりケガを防ぎます。
- ・ 捕獲に使用した道具は使用後に消毒等を行います。
- ・ 取扱い後は、手を十分洗います。
- ・ かまれたり、ひっかかれたりした場合には、傷口を石鹼と水で洗い流し、医療機関を受診するなど適切な措置をとります。